平成２５年（フ）第１８１号
新潟県長岡市三ツ郷屋１丁目５番地12　レジデンスセラミ103号室、前住所新潟県長岡市上除町甲173番地24
債務者　大嶋　博明
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第３４４号
沖縄県浦添市西原１丁目27番２―303号　ＳＴスムーザー
債務者　仲本　祥子（旧姓西筋）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１１３８号
さいたま市南区白幡６丁目14番15号　カノン武蔵浦和107
債務者　萩原　義行
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４８号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目19番22号　島の上ハウス203号
債務者　渡邉　邦夫
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５０号
埼玉県上尾市柏座３丁目３番29号　藤コーポ303
債務者　島崎　有子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７６号
埼玉県川口市大字安行原2771番地の５　エレガンツァＡ202号、旧住所埼玉県川口市大字安行北谷524番地の９
債務者　戸巻　勇基（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１８号
埼玉県桶川市大字上日出谷950番地の２
債務者　西口　裕子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１９号
埼玉県桶川市大字上日出谷950番地の２
債務者　西口　一弘
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３０号
さいたま市大宮区上小町627番地　本田ハイツ203、旧住所さいたま市大宮区三橋３丁目12番地１　サマックス・ヤマタケＢ―206
債務者　下沢　京子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４４号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1553番地12　ＢＩＧ45
債務者　嶋崎　優子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５９１号
埼玉県所沢市大字松郷76番地の１　１―403
債務者　奈良　圭三
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１８７７号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目12番35―506号
債務者　柴野　昭博
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８７８号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目12番35―506号
債務者　柴野　幸子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９７７号
札幌市豊平区月寒東１条16丁目１番12号　コーポ月寒Ａ101、住民票上の住所札幌市東区北17条東７丁目１番10―706号
債務者　成田　美弥
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９８５号
札幌市豊平区平岸３条３丁目２番20―403号
債務者　山本　　勉
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０１０号
札幌市手稲区前田９条14丁目１番10号　バインド前田４号
債務者　佐藤　裕司
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０１４号
札幌市白石区南郷通21丁目南２番３号　南郷パークハイツ13号
債務者　田島　清春
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部